

補助金交付申請書類一覧

書 類 名	必須 書類	書 式	備 考
1 補助金交付申請書	○	様式1	
2 補助事業者一覧		様式1-2	補助事業者が複数の場合
3 委任状（代表申請者を除く全員）		様式1-3	補助事業者が複数の場合
補助事業者がブロック塀等の所有権を 4 有する者の配偶者又は一親等内の親族 であることを証する公の書類		各種証明書	補助事業者がブロック塀等の所有権を 有する者の配偶者又は一親等内の親族 である場合
5 承諾書		参考様式	補助事業者がブロック塀等の所有権を 有する者の配偶者又は一親等内の親族 である場合
6 付近見取図	○	住宅地図等	
7 ブロック塀等の安全性チェックリスト	○	様式1-4	
8 ブロック塀等の撤去図	○	参考様式	
9 軽量フェンス等の新設計画図		参考様式 カタログ	軽量フェンス等を新設する場合
10 道路中心線及び現況幅員に関する書類		各種証明書 写真等	ブロック塀等が幅員 4 m 未満の基準法 道路に面している場合 (地盤面までブロック塀等を撤去し軽 量フェンス等を新設しない場合は不要)
11 現況写真及び撮影方向位置図	○	参考様式	・ 全景写真 ・ 危険な部分が見える写真 ・ 長さ及び高さ(80cm以上)が見える写真 ・ 道路幅員の長さが見える写真等
12 申請額内訳書	○	様式1-5	
13 見積書	○	様式1-6	必要事項の記入があれば様式はといま せん
14 誓約書	○	様式1-7	
15 工事に未着手であることを証する書類		写真等	交付申請前に工事契約を締結しており、 工事に着手していない場合 (工事着手は交付決定通知日以降とし 着手後速やかに工事着手届を提出)
16 その他申請に必要と認める書類		—	

- ・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求め
ることがあります。

☞委任状

- ・ 申請書の受取等の手続きを代理人の方に委任する事ができます。委任される場合は、委任状
(代理人)を補助金交付申請書類に添えて提出してください。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
〒
住 所
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)
電話番号 ()

補助金交付申請書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、指定書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業の目的		地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保			
実施箇所 (住居表示)					
ブロック塀等が面する道路等		☐ 基準法道路 (☐ 幅員4m以上 ・ ☐ 幅員4m未満) ☐ 通路等			
事業期間		工事契約日または工事契約予定日		令和	年 月 日
		工事着手予定日		令和	年 月 日
		事業完了予定日		令和	年 月 日
交付申請額 (内訳は様式1-5)		ブロック塀等の撤去		円	
		軽量フェンス等の新設		円	
		交付申請額合計		円	
補助対象項目	ブロック塀等の種別		基礎の工事種別		撤去長さ
			☐ 撤去有 ・ ☐ 撤去無		m
			☐ 撤去有 ・ ☐ 撤去無		m
	軽量フェンス等の種別		基礎の工事種別		新設長さ
			☐ 新設 ・ ☐ 再利用		m
			☐ 新設 ・ ☐ 再利用		m

(様式 1 - 2)

補助事業者一覧

氏名	住所・電話番号
(代表申請者)	〒 電話番号
(代表申請者以外)	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号
	〒 電話番号

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

(様式 1-3)

令和 年 月 日

大阪市長

委 任 状

この度、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、

代表申請者として 氏に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

補助事業者

$$\overline{\text{I}}$$

住所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

電話番号 ()

(注)補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

(様式 1 - 4)

ブロック塀等の安全性チェックリスト

☐ コンクリートブロック塀の場合

チェック項目	基 準	補助事業者チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から 2.2 m 以下である。	☐ はい ・ ☐ いいえ
2	塀の厚さ	10 cm 以上である。(2 m 超 2.2 m 以下の場合は、15 cm 以上である)	☐ はい ・ ☐ いいえ
3	控え壁	【塀の高さが 1.2 m 超の場合のみ】 塀の長さが 3.4 m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
4	基礎	コンクリートの基礎がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	☐ はい ・ ☐ いいえ
【以下の項目は、項目 1～5 の全てが「はい」の場合のみ回答】			
6	鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
		【以下は、図面がある場合のみ回答】	
		塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。	☐ はい ・ ☐ いいえ
	【塀の高さが 1.2 m 超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが 30 cm 以上である。	☐ はい ・ ☐ いいえ	

☐ 組積造（れんが塀や石積塀等）の場合

チェック項目	基 準	補助事業者チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から 1.2 m 以下である。	☐ はい ・ ☐ いいえ
2	塀の厚さ	十分である。	☐ はい ・ ☐ いいえ
3	控え壁	塀の長さが 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
4	基礎	基礎がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	☐ はい ・ ☐ いいえ
【以下の項目は、項目 1～5 の全てが「はい」の場合のみ回答】			
6	基礎の根入れ深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
		【以下は、図面がある場合のみ回答】	
		20 cm 以上である。	☐ はい ・ ☐ いいえ

- (注) 1 補助事業者チェック欄で「いいえ」となった項目については、その内容が確認できる写真を添付すること。
- 2 コンクリートブロック塀及び組積造の塀以外のブロック塀等については、上記のチェック項目に準じて安全性を確認した上で、安全性を確認できないことが分かる書類を提出すること。

(様式 1 - 5)

申 請 額 内 訳 書

1. ブロック塀等の撤去

A 補助対象 長さ	B 補助対象 限度額単価	C 長さによる 限度額	D 補助対象 経費	E 補助率	F 基礎額	G 上限額	H 申請額
		$A \times B$	見積金額 (税抜)		CとDの 低い方×E 千円未満切捨		FとGの 低い方
m	☐ 基礎撤去 有 24,900円/m	円	円		千円	千円	千円
[]	☐ 基礎撤去 無 12,200円/m	[]	[]	1/2	[]	150	[]
A・C・Dの算出根拠（長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。）							

2. 軽量フェンス等の新設（ブロック塀等の撤去における補助対象範囲内に限る）

I 補助対象 長さ	J 補助対象 限度額単価	K 長さによる 限度額	L 補助対象 経費	M 補助率	N 基礎額	O 上限額	P 申請額
		$I \times J$	見積金額 (税抜)		KとLの 低い方×M 千円未満切捨		NとOの 低い方
m	☐ 基礎 新設 48,000円/m	円	円		千円	千円	千円
[]	☐ 基礎 再利用 44,900円/m	[]	[]	1/2	[]	250	[]
I・K・Lの算出根拠（長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。）							

(注) 補助金変更承認申請の際は、下段 [] に変更前の数値を記入してください。

(様式 1 - 6)

令和 年 月 日

様

見 積 書

作 成 者

工事場所

工事概要

☐ ブロック塀等撤去工事

☐ 軽量フェンス等設置工事

有効期限

日 若しくは 令和 年 月 日 迄

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
ブロック塀等撤去工事 計				
軽量フェンス等新設工事				
軽量フェンス等新設工事 計				
その他工事				
その他工事 計				
合計（税抜）				
消 費 税				
契約見込額 合計（税込）				

令和 年 月 日

大阪市長

誓 約 書

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*軽量フェンス等を新設する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

補助金を受けて新設する軽量フェンス等については、新設工事の請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10年以内は、補助事業完了時の軽量フェンス等の形態を変更することなく、適切に維持管理を行います。さらに、当該軽量フェンス等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*構造上同一となっているブロック塀等の一部を撤去する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一となっているブロック塀等の所有者に対し、実施内容・方法、ブロック塀等の耐久性・耐震性への影響等について説明し、ブロック塀等の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

(注)補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。